

農林水産局快適トイレモデル工事実施要領

令和3年10月1日制定
令和4年6月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、農林水産局発注工事における、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「快適トイレモデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

(1) 発注者指定型

請負対象設計金額1千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）で原則実施し、特記仕様書に発注者指定型である旨を明示するものとする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事（災害復旧工事を除く）で原則実施し、特記仕様書に受注者希望型である旨を明示するものとする。

3 快適トイレの仕様

(1) 男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置することを標準とする。

(2) 受注者は次のアからサの全ての仕様を満たすトイレを設置することとする。

なお、シからチについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(3) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。

4 実施方法

- (1) 発注者は対象工事に該当する場合は、その旨を特記仕様書に記載することとする。
- (2) 受注者は、受注者希望型において、快適トイレを設置する場合、契約後速やかに工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載すること。また、工事現場への設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、見積書や3(2)アからサの仕様について内容が確認できる資料とともに監督職員へ提出すること。
- (4) 監督職員は、実際に設置された快適トイレを現場において確認すること。
- (5) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督職員へ報告すること。
- (6) 発注者は、快適トイレの費用を変更契約時に計上するものとする。
- (7) 受注者は、発注者指定型において、快適トイレの設置ができない場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発注者に提出すること。

5 快適トイレの計上費用

- (1) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000円／2基・月が上限)
※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額。
- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入り口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。
- (4) 運搬・設置・撤去に係る経費は共通仮設費（率分）に含む。
- (5) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上げ計上しない。

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答し、発注者へ提出すること。

7 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組として、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

- (1) 全般
女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (2) 設置位置
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (3) 導線の配慮
男性トイレと女性トイレは、入り口を分ける等の動線の配慮をする。
- (4) ドアの向き
女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。
- (5) 照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。
- (6) 室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

快適トイレチェックシート

様式 1

工事名:		
受注者:		
設置期間	自:	
	至:	
期間:		日

仕様	設置予定 (受注者記入欄)	設置状況 (発注者確認欄)
快適トイレに求める機能【必ず実施】		
(ア) 洋式便器	☐	☐
(イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)	☐	☐
(ウ) 臭い逆流防止機能	☐	☐
(エ) 容易に開かない施錠機能	☐	☐
(オ) 照明設備	☐	☐
(カ) 衣類掛け等のフック, 又は荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上)	☐	☐
付属品として備えるもの【必ず実施】		
(キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	☐	☐
(ク) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)	☐	☐
(ケ) サニタリーボックス	☐	☐
(コ) 鏡と手洗器	☐	☐
(サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品	☐	☐
推奨する仕様、付属品【任意】		
(シ) 室内寸法900×900mm 以上(面積ではない)	☐	☐
(ス) 擬音装置(機能を含む)	☐	☐
(セ) 着替え台	☐	☐
(ソ) 臭気対策機能の多重化	☐	☐
(タ) 室内温度の調整が可能な設備	☐	☐
(チ) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)	☐	☐

注1 上記内容を満たすことを示す書類(パンフレット等)を添付すること

注2 各内訳がわかる見積書を添付すること